

私立学校法の一部を改正する法律 新旧対照表

私立学校法（昭和二十四年法律第二百七十号）「本則関係」

（傍線の部分は改正部分）

改正案

現行

<p>第二章 私立学校に関する教育行政</p> <p>(委員)</p> <p>第十条 私立学校審議会は、十人以上二十人以上以内において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。</p> <p>2 委員は、教育に関し学識経験を有する者のうちから、都道府県知事が任命する。</p>	<p>第二章 私立学校に関する教育行政</p> <p>(委員)</p> <p>第十条 私立学校審議会は、十人以上二十人以上以内において都道府県知事の定める員数の委員をもつて、組織する。</p> <p>2 委員は、次に掲げる者のうちから、都道府県知事が任命する。</p> <p>一 当該都道府県の区域内にある私立の小学校、中学校、高等学校若しくは中等教育学校の校長、私立幼稚園の園長、私立専修学校の校長、これらの学校若しくは専修学校の教員又はこれらの学校若しくは専修学校を設置する学校法人若しくは第六十四条第四項の法人の理事</p> <p>二 学識経験のある者</p> <p>3 都道府県知事は、前項第二号に規定する者のうちから任命される委員の数が同項第一号に規定する者のうちから任命される委員の数の三分の一以内になるように、それぞれの定数を定めなければならない。</p> <p>4 都道府県知事は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数のうちの一人を、同号の規定にかかわらず、当該都道府県の区域内にある私立の盲学校、聾学校、養護学校若しくは各種学校の校長若しくは教員又はこれらの学校若しくは各種学校を設置する学校法人若しくは第六十四条第四項の法人の理事のうちから任命することができる。</p> <p>5 第二項第一号又は前項に規定する者のうちから任命される委員の</p>
<p>(削除)</p>	
<p>(削除)</p>	<p>(削除)</p>

第十一条 削除

うち、校長若しくは園長又は教員である理事以外の理事のうちから任命される委員の数は、第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の半数以内とする。

(委員候補者の推薦)

第十一条 都道府県知事は、前条第二項第一号に規定する者のうちから委員を任命する場合において、当該都道府県の区域内にある私立大学及び私立高等専門学校以外の私立学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校の教育一般の改善振興を図ることを目的とする団体で、これらの私立学校又は私立専修学校の総数の三分の二以上をもつて組織されるものがあるときは、それぞれ、当該団体の推薦する候補者のうちから当該委員を任命しなければならない。ただし、当該団体は、その団体を組織するこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の数又はその団体を組織する私立専修学校に在籍する生徒の数が、それぞれ、当該都道府県の区域内にあるこれらの私立学校に在籍する児童、生徒及び幼児の総数又は当該都道府県の区域内にある私立専修学校に在籍する生徒の総数の三分の二を超えるものでなければならぬ。

2 前項の規定により同項の団体が推薦する候補者の総数は、前条第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員の定数の一倍半以上とする。この場合において、前項の私立専修学校の団体が推薦する候補者の数は、都道府県知事が定める。

3 都道府県知事は、一月を下らない期間を定めて、その期間内に第一項に規定する候補者を推薦することを同項の団体に対して求めるものとする。ただし、当該期間内に推薦がないときは、第一項の規定にかかわらず、職権をもつて委員を任命することができる。

4 第一項の規定に該当する私立学校又は私立専修学校の団体がそれぞれ二以上あるときは、これを組織する私立学校又は私立専修学校が最多数である団体に対してそれぞれ委員の候補者の推薦を求める

ものとする。

5 前項の規定に該当する私立学校又は私立専修学校の団体が二以上あるときは、これらの団体に対してそれぞれ第二項に規定する員数の候補者の推薦を求めるものとする。

6 前五項の規定は、前条第二項第一号に規定する者のうちから任命される委員に欠員を生じた場合における補欠委員の候補者の推薦について準用する。此の場合において、第二項中「委員の定数」とあるのは、「補欠委員の数」と読み替えるものとする。

第三章 学校法人

第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 四 (略)

五 役員に関する規定

(新設)

六 十一 (略)

2 (略)

3 第一項第九号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

第三節 管理

第三章 学校法人

第二節 設立

(申請)

第三十条 学校法人を設立しようとする者は、その設立を目的とする寄附行為をもつて少なくとも次に掲げる事項を定め、文部科学省令で定める手続に従い、当該寄附行為について所轄庁の認可を申請しなければならない。

一 四 (略)

五 役員の数、任期、選任及び解任の方法その他役員に関する規定

六 理事会に関する規定

七 十二 (略)

2 (略)

3 第一項第十号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、学校法人その他教育の事業を行う者のうちから選定されるようにしなければならない。

第三節 管理

(理事会)

第三十六条 学校法人に理事をもつて組織する理事会を置く。

2 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督する。

3 理事会は、理事長が招集する。理事(理事長を除く。)が、寄附行為の定めるところにより、理事会の招集を請求したときは、理事長は、理事会を招集しなければならない。

4 理事会に議長を置き、理事長をもつて充てる。

5 理事会は、理事の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

6 理事会の議事は、寄附行為に別段の定めがある場合を除いて、出席した理事の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(役員職務)

第三十七条 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事(理事長を除く。)は、寄附行為の定めるところにより、学校法人を代表し、理事長を補佐して学校法人の業務を掌理し、理事長に事故があるときはその職務を代理し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

3 監事の職務は、次のとおりとする。

一 学校法人の業務を監査すること。

二 学校法人の財産の状況を監査すること。

三 学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後二月以内に理事会及び評議員会に提出すること。

四 第一号又は第二号の規定による監査の結果、学校法人の業務又

(業務の決定)

第三十六条 学校法人の業務は、寄附行為に別段の定めがないときは、理事の過半数をもつて決する。

(役員職務)

第三十七条 理事は、すべて学校法人の業務について、学校法人を代表する。ただし、寄附行為をもつてその代表権を制限することができる。

2 理事長は、この法律に規定する職務を行い、その他学校法人内部の事務を総括する。

3 理事長に事故があるとき、又は理事長が欠けたときは、寄附行為の定めるところにより、他の理事が、理事長の職務を代理し、又は理事長の職務を行う。

4 監事の職務は、次の通りとする。

一 学校法人の財産の状況を監査すること。

二 理事の業務執行の状況を監査すること。
(新設)

三 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について監査

は財産に關し不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実があることを発見したときは、これを所轄庁に報告し、又は理事会及び評議員会に報告すること。

五 前号の報告をするために必要があるときは、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

六 学校法人の業務又は財産の状況について、理事会に出席して意見を述べること。

(役員を選任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 (略)

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。次号及び第四十四条第一項において同じ。)

三 前二号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2・3 (略)

4 監事は、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。

5 理事又は監事には、それぞれその選任の際現に当該学校法人の役員又は職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)でない者が含まれるようにしなければならない。

6 役員が再任される場合において、当該役員がその最初の選任の際現に当該学校法人の役員又は職員でなかつたときの前項の規定の適用については、その再任の際現に当該学校法人の役員又は職員でない者とみなす。

7 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人を超えて含まれることになつてはならない。

8 (略)

した結果不整の点のあることを発見したとき、これを所轄庁又は評議員会に報告すること。

四 前号の報告をするために必要があるとき、理事長に対して評議員会の招集を請求すること。

五 学校法人の財産の状況又は理事の業務執行の状況について、理事に意見を述べること。

(役員を選任)

第三十八条 理事となる者は、次の各号に掲げる者とする。

一 (略)

二 当該学校法人の評議員のうちから、寄附行為の定めるところにより選任された者(寄附行為をもつて定められた者を含む。以下本項及び第四十四条第一項において同じ。)

三 前各号に規定する者のほか、寄附行為の定めるところにより選任された者

2・3 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

4 役員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族が一人をこえて含まれることになつてはならない。

5 (略)

(役員¹の兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事、評議員又は学校法人の職員と兼ねてはならない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 (略)

二 事業計画

三 七七 (略)

2 (略)

(評議員会に対する決算等の報告)

第四十六条 理事長は、毎会計年度終了後二月以内に、決算及び事業の実績を評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付け及び閲覧)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書を作成しなければならない。

2 学校法人は、前項の書類及び第三十七条第三項第三号の監査報告書(第六十六条第四号において「財産目録等」という。)を各事務所に備えて置き、当該学校法人の設置する私立学校に在学する者その他の利害関係人から請求があつた場合には、正当な理由がある場合を除いて、これを閲覧に供しなければならない。

(準用規定)

第四十九条 民法第五十五条から第五十七条までの規定(代表権の委任、仮理事、特別代理人)は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所八利害関係人又八検察官ノ

(役員¹の兼職禁止)

第三十九条 監事は、理事又は学校法人の職員(当該学校法人の設置する私立学校の校長、教員その他の職員を含む。以下同じ。)と兼ねてはならない。

第四十二条 次に掲げる事項については、理事長において、あらかじめ、評議員会の意見を聞かなければならない。

一 (略)

(新設)

二 六 (略)

2 (略)

(評議員会に対する決算の報告)

第四十六条 決算は、毎会計年度終了後二月以内に、理事長において、評議員会に報告し、その意見を求めなければならない。

(財産目録等の備付)

第四十七条 学校法人は、毎会計年度終了後二月以内に財産目録、貸借対照表及び収支計算書を作り、常にこれを各事務所に備え置かなければならない。

(新設)

(準用規定)

第四十九条 民法第五十四条から第五十七条までの規定(代表権の制限及び委任、仮理事、特別代理人)は、学校法人について準用する。この場合において、同法第五十六条中「裁判所八利害関係人又八

請求二因リ」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により、又は職権をもつて」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条第三項(第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第四十九条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第五十八条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))において準用する民法第五十六条並びに第五十八条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))において準用する同法第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三百三十六条ノ二において準用する同法第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

検察官ノ請求二因リ」とあるのは、「所轄庁は、利害関係人の請求により、又は職権をもつて」と読み替えるものとする。

第四章 雑則

(事務の区分)

第六十五条の三 第二十六条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十一条第一項(第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、及び第二項(第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。)、第三十二条第一項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第三十七条第四項(第一号、第二号、第四号及び第五号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第四十五条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、及び第四項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第五十二条第二項(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、第六十一条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第六十二条第一項から第三項まで(第六十四条第五項において準用する場合を含む。)、並びに第四十九条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))において準用する民法第五十六条並びに第五十八条(第六十四条第五項において準用する場合を含む。))において準用する同法第七十七条第二項(届出に関する部分に限る。)、及び第八十三条並びに非訟事件手続法第三百三十六条ノ二において準用する同法第三百三十五条ノ二十五第二項及び第三項の規定により都道府県が処理することとされている事務は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第九項第一号に規定する第一号法定受託事務とする。

第五章 罰則

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第四十七条第二項の規定に違反して、財産目録等の備付けを怠り、又は財産目録等に記載すべき事項を記載せず、若しくは不実の記載をしたとき。

五 八 (略)

附則

8 第四条及び第九条第二項の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）
、高等学校及び専門学校を含むものとする。

12 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法第二百一条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

第五章 罰則

第六十六条 次の各号のいずれかに該当する場合においては、学校法人の理事、監事又は清算人は、二十万円以下の過料に処する。

一 三 (略)

四 第四十七条の規定による書類の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、又は不実の記載をしたとき。

五 八 (略)

附則

8 第四条、第九条第二項、第十条第二項第一号、第十一条、第十八条第二項、第十九条第二項第一号及び第二十条の規定中私立学校、私立高等学校及び私立大学のうちには、それぞれ学校教育法第九十八条の規定により存続する私立学校、私立中等学校並びに私立の大学（大学予科を含む。）
、高等学校及び専門学校を含むものとする。

12 第四条第二号、第五条、第六条、第八条第一項、第九条第二項、第十一条及び第五十九条の規定中私立学校には、当分の間、学校教育法第二百一条第一項の規定により学校法人以外の者によつて設置された私立の学校（以下「学校法人立以外の私立の学校」という。）を含むものとし、第五十九条の規定中学校法人には、当分の間、学校法人立以外の私立の学校を設置する者を含むものとする。

改正案

現行

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

別表第一 第一号法定受託事務（第二条関係）

法律	事務	法律	事務
<p>私立学校法 （昭和二十四年法律第二百七十号）</p>	<p>第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七 条第三項（第一号から第三号まで、第五号及び第六号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四 条第五項において準用する場合を含む。）、及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項に おいて準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三 項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第四十九条（第六十四条第五項において準用する民法第五十六条並びに第五十八 条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）</p>	<p>私立学校法 （昭和二十四年法律第二百七十号）</p>	<p>第二十六条第二項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十一条第一項（第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、及び第二項（第三十二条第二項、第五十条第三項並びに第六十四条第五項及び第七項において準用する場合を含む。）、第三十二条第一項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第三十七 条第四項（第一号、第二号、第四号及び第五号を除き、第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第四十五条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十条第二項（第六十四 条第五項において準用する場合を含む。）、及び第四項（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）、第五十二条第二項（第六十四条第五項に おいて準用する場合を含む。）、第六十一条第一項から第三項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第六十二条第一項から第三 項まで（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）並びに第四十九条（第六十四条第五項において準用する民法第五十六条並びに第五十八 条（第六十四条第五項において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）</p>

法第七十七条第二項（届出に関する部分に限る。）
及び第八十三条並びに非訟事件手続法第百三十六条
ノ二において準用する同法第百三十五条ノ二十五第
二項及び第三項の規定により都道府県が処理するこ
ととされている事務

十七条第二項（届出に関する部分に限る。）及び第
八十三条並びに非訟事件手続法第百三十六条ノ二に
おいて準用する同法第百三十五条ノ二十五第二項及
び第三項の規定により都道府県が処理することとさ
れている事務